

いの町下水道事業に係る運転管理委託業務の公告

いの町下水道事業に係る運転管理委託業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和8年10月5日

いの町長 池田 牧子

1 業務の概要

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 業務名称 | いの町下水道事業に係る運転管理委託業務 |
| (2) 業務の目的 | 別添実施要領のとおり |
| (3) 業務内容 | 別添実施要領のとおり |
| (4) 業務期間 | 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで |
| (5) 履行場所 | 伊野浄水苑及び場外マンホールポンプ施設 |

2 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 令和8年度において、役務の提供の契約に係るいの町一般競争（指名競争）入札参加資格を有している者であること。
- (5) いの町建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) いの町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

- (7) 日本国内に本社・支店あるいは営業所を有する業者であること。
- (8) 本委託業務と同種・同施設規模以上の施設管理契約を過去10年間の間に2年以上有する者であること。
- ・過去10年間とは、平成28年度から令和7年度とする。
 - ・同種・同施設規模以上の施設とは、公共下水道又は流域下水道による水処理及び汚泥処理施設を有する、日処理能力5,000(m³/日)以上の下水道終末処理場とする。
- (9) (一社)日本下水道処理施設管理業協会会員であること。
- (10) 下水道処理施設維持管理業者登録規定(昭和62年7月9日建設省告示第1348号)による登録業者であること。
- (11) (4)にかかわらず、プロポーザル競争の実施に必要と判断される場合において、競争入札参加資格を有しない者に対し、次に掲げる書類を提出させる等の方法により審査を行い、適当と認められるときは、当該プロポーザル競争に参加させることができる。
- ①登記事項証明書の写し
 - ②財務諸表類(法人の場合は貸借対照表、損益計算書及び利益処分(損失処理)に関する書類)
 - ③納税証明書(完納証明)の写し
 - 委任する支店等がある場合は、本店と委任された支店等の両方の事業所に係るすべての納税証明(国税、都道府県税、市町村税(市町村税は高知県内に本店又は委任された支店等を有する場合のみ))が必要
 - 〈国税〉 法人税と消費税及び地方消費税(税務署様式3の3)
 - 〈都道府県税〉 法人又は個人事業税等
 - 〈市町村税〉 法人市町村民税、固定資産税、個人市町村県民税(特徴義務者)、軽自動車税
 - ④暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書
 - ⑤その他必要と認める書類

3 参加手続

- (1) 担当部局(書類の提出先及び問い合わせ先)
- 〒781-2192 高知県いの町1700-1
いの町役場 上下水道課(担当:中村)
- 電話(088)893-1161
FAX(088)893-0177
E-mail gesui@town.ino.lg.jp

- (2) 実施要領、参加表明書等の入手方法
いの町ホームページからダウンロードすること。
- (3) 実施要領等に係る質問書
 - ア 質問方法
質問書（様式第4号）をファックスにより提出する。
 - イ 受付期間
令和8年12月18日（金）17時までとする。
 - ウ 提出先及び受信確認先
（1）に示す場所とする。
 - エ 回答方法
質問を受理してから3日（閉庁日を含まない）以内にファックスにより通知する。
- (4) 参加表明書の提出
 - ア 申込方法
郵送又は持参。
 - イ 申込期限
令和8年11月30日（月）17時までとする。（郵送の場合は当日消印有効）
 - ウ 提出場所
（1）に同じ。
 - エ 参加資格確認結果
参加表明書の提出のあった者のうち、応募資格を有しないと確認した者についてのみ、令和8年12月4日（金）までにファックスにより通知し、応募資格を有すると確認した者には通知しない。
- (5) 技術提案書等の提出
 - ア 提出期限
令和9年1月14日（木）17時まで（郵送の場合は当日消印有効）
 - イ 提出場所
（1）に同じ。
 - ウ 提出方法
持参又は郵送による。
 - エ 提出部数
 - ①紙媒体 11部
 - ②電子データ 以下の電子データをCD-R1枚に格納
 - ・Microsoft 社製 Word ・Excel ・PowerPoint 形式
 - ・PDF 形式

4 審査の手続き及び受託候補者の選定

提出された技術提案書等の審査は、いの町が設置する「いの町下水道事業に係る運転管理業務委託プロポーザル審査委員会」が行い、最も評価の高い事業者を受託候補者として選定する。

(1) プレゼンテーション・ヒアリング審査

日程 令和9年2月上旬

5 契約方法

受託候補者といの町との協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が参加資格要件を満たさないこととなった場合及び失格事項に該当した場合は、契約を締結しない。また、受託候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

契約手続き及び契約書はいの町契約規則の定めるところによるものとする。

6 その他

(1) 技術提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。

(2) 次に該当する提案は無効とする。

ア 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合

ウ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ プレゼンテーション・ヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積金額が実施要領に示した事業規模（提案限度価格）を超える場合

キ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合

ク 著しく信義に反する行為があった場合

(3) 提出期限後における参加表明書、技術提案書等の差し替え又は再提出は認めない。

(4) その他詳細は、実施要領による。